

白井市消防団の再編に向けた基本方針

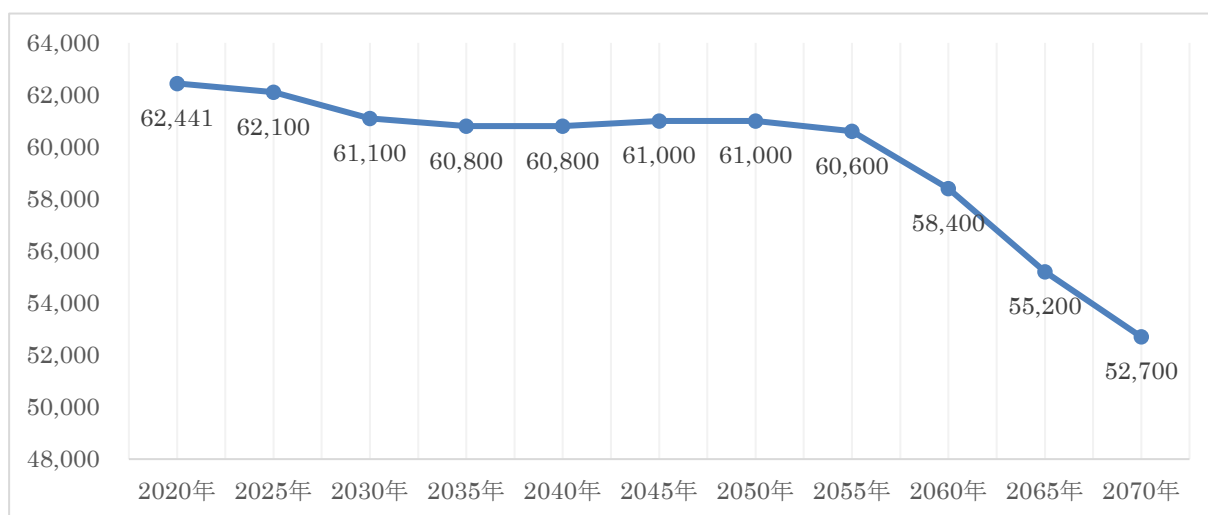
白井市

令和7年5月

第1 背景と趣旨

近年、少子高齢化やライフスタイル等の変化により、年々消防団員が減少している状況にあります。

白井市の人口は、令和2年（2020年）にから減少に転じており、市の人口推計では、2070年には52,700人まで減少する見込みとなっています。



出典：「令和6年度人口推計報告書」

このような時代において、災害時に対応できる団員を確保し、地域の安全を守る持続可能な消防団を実現するため、市では消防団員数の適正化及び統廃合などを含めた消防団のあり方の検討を重ね、協議を進めてきました。

将来にわたって持続可能な消防団を実現するには、人口減少に合わせた組織の見直しを図るだけでなく、人々の働き方、ライフスタイル及び価値観の多様化に合わせた運営の見直しを同時に進める必要があります。具体的には、出初式、歳末警戒等の各種消防事業についても、儀礼的な活動を縮小し、より効果的な手法を検討する等、これまでどおりが当たり前ではなく、団員の負担軽減と機能強化につながる見直しを進めることが求められます。

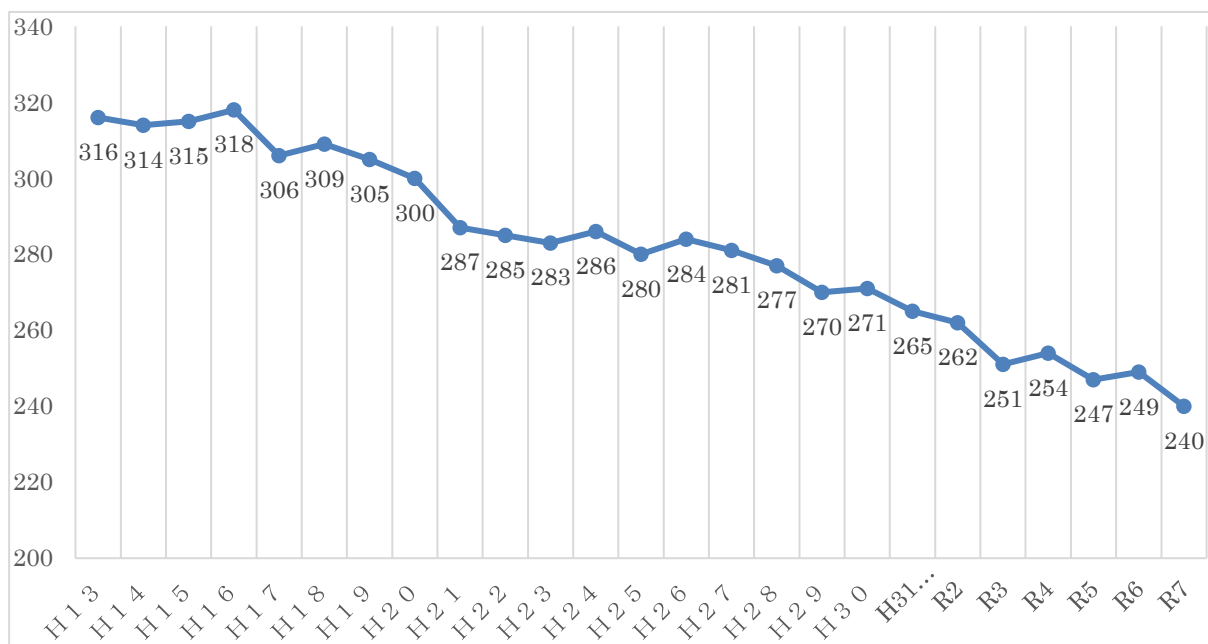
本計画は、地域防災の要である消防団のこれまでの役割を継承しつつ、より団員の活動しやすい体制づくりを進めるため、策定するものです。

第2 現況と課題

1 消防団員数の推移

本市では、昭和40年9月30日公布、同日施行の「白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」に基づき、団員の定数を352人としており、現在まで定数の見直しは実施していない状況となっています。

消防団員数の推移としては、平成13年の市制施行以降は平成16年をピークに徐々に減少を続け、令和5年からは250人を下回る状況となっています。



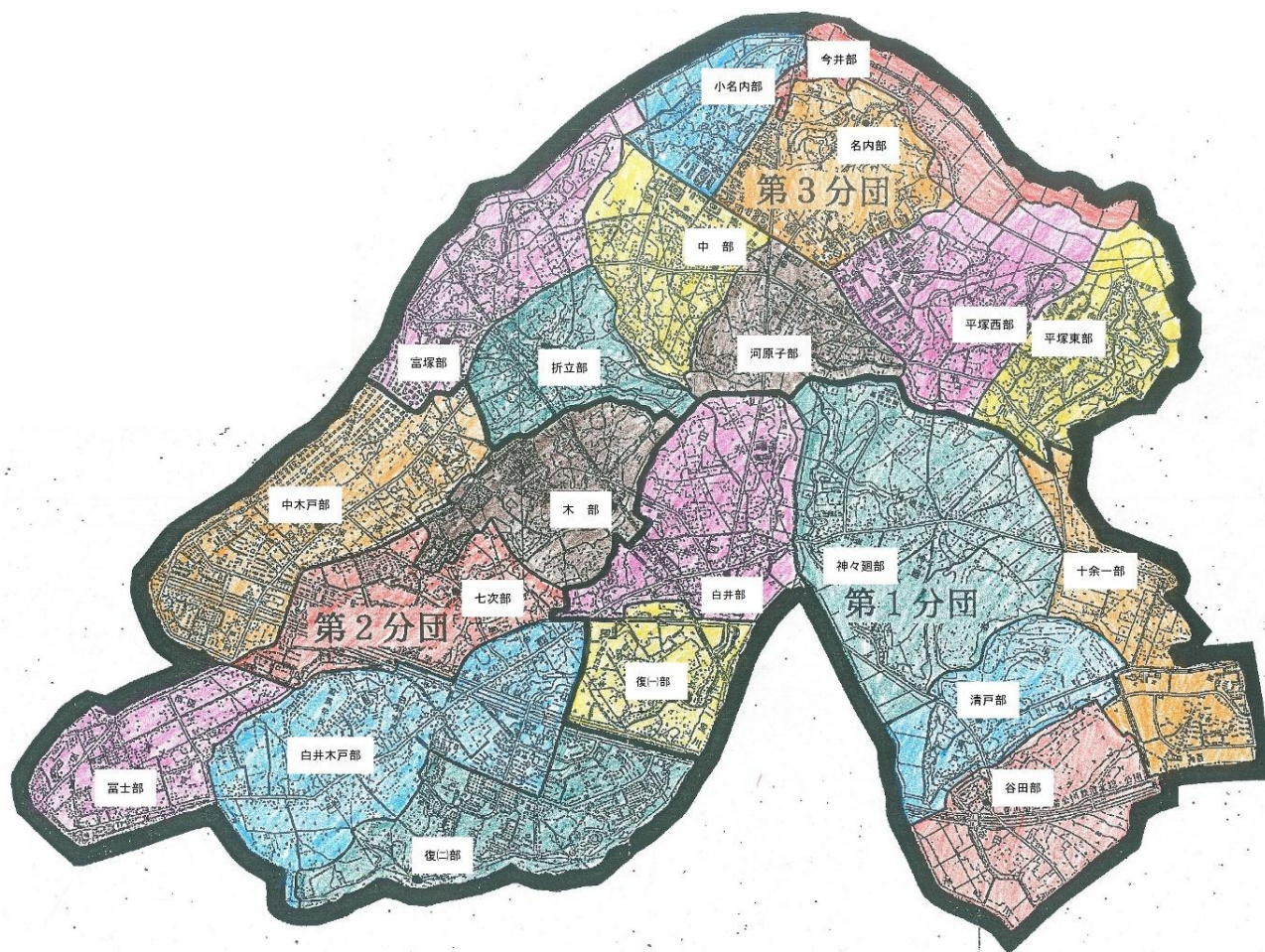
2 消防団員の処遇改善

国は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。」の規定を踏まえて、令和3年4月13日付の消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、消防団員の報酬等の基準を示しました。

市では、上記の基準に基づき、令和4年度に団員の出勤や訓練、その他の活動の実態に応じた適正な報酬や費用弁償を支給できるよう、条例を改正し処遇改善を行いました。

3 消防団の組織及び出動区域

消防団は、消防組織法（昭和22年法律226号）に基づき、市町村に設置される非常備の消防機関として位置づけられるものです。また、消防団を構成する消防団員は、非常勤特別職の地方公務員の身分を有し、消防活動を行っています。



管轄区域（部）

第一分団	神々廻部、白井部、復(一)部、谷田部、清戸部、十倉一部
第二分団	白井木戸部、復(二)部、富士部、七次部、中木戸部、木部
第三分団	折立部、富塚部、中部、名内部、小名内部、今井部、河原部 平塚東部、平塚西部

4 現在の消防団員数

消防団実員数について			
令和7年度 白井市消防団員数一覧表			
			R7.4.1時点
本部	基本団員	機能別団員	計
団 長	1		1
副団長	3		3
分団長	7		7
副分団長	6		6
合計	17		17
	基本団員	機能別団員	計
神々廻部	13		13
白井部	0		0
復（一）部	10		10
谷田部	9		9
清戸部	7		7
十余一部	6		6
白井木戸部	16		16
復（二）部	11	(5)	16
富士部	9		9
七次部	13		13
中木戸部	15		15
木部	12		12
折立部	8		8
富塚部	8		8
中部	15		15
名内部	5		5
小名内部	0	(8)	8
今井部	7	(5)	12
河原子部	6	(5)	11
平塚東部	15		15
平塚西部	15		15
合計	200	(23)	223
			(240)

5 消防団施設

建物基本情報								築年数	所在地
No.	部名称	構造	階数	建築面積	延べ面積	建築年度			
						西暦	和暦		
1	神々廻	S	2 F	31.68	63.36	2000	H11	24	神々廻1409
2	白井	S	2 F	36.93	72.17	1989	S63	35	復1464-2
3	復(-)	C B	1 F	19.44	19.44	1980	S54	44	復1358-1
4	十余一	S	2 F	31.68	63.36	2018	H30	6	十余一13
5	清戸	C B	1 F	19.44	19.44	1982	S56	42	清戸550
6	谷田	C B	1 F	19.44	19.44	1977	S52	47	谷田539
7	復(二)	C B	1 F	19.44	19.44	1979	S54	45	復225-3
8	富士	S	2 F	19.83	43.88	1974	S49	50	富士39
9	白井木戸	S	2 F	36.72	72.64	1983	S58	41	根417
10	七次	S	2 F	26.62	51.74	1995	H6	29	根1382-1 根1381-1
11	中木戸	S	2 F	28.63	57.26	1994	H5	30	根1901-2 根1901-14
12	木	S	2 F	31.68	63.36	2004	H15	20	木932-2
13	折立	S	2 F	30.05	49.88	1976	S51	48	折立265-1 折立265-2
14	富塚	S	2 F	41.25	82.50	1998	H9	26	富塚725
15	中	C B	1 F	19.44	19.44	1978	S53	46	中328-1
16	名内	C B	1 F	19.44	19.44	1977	S52	47	名内544
17	小名内	C B	1 F	19.44	19.44	1977	S52	47	名内1095-3
18	今井	C B	1 F	19.44	19.44	1977	S52	47	今井115
19	河原子	C B	1 F	19.44	19.44	1978	S53	46	河原子56-1
20	平塚東	S	2 F	44.00	88.00	2004	H16	20	平塚944-3
21	平塚西	C B	1 F	19.44	19.44	1979	S54	45	平塚1579-1

※S：2階建て鉄骨造り、CB：平屋コンクリートブロック

6 消防団組織の課題

(1) 消防団員の確保

加速度的に進む人口減少・少子高齢化により、団員の確保は非常に困難な状況にあります。団員の充足率は年々低下し、既存団員の高齢化及び在職期間の長期化も憂慮すべき状況にあります。

また、人々の働き方やライフスタイルの多様化を受け、災害出動や各種消防事業に従事できない団員も増加しており、団員の活動しやすい環境整備が課題となります。

現在休部中の白井部のエリアについては、消防団員を募集する働きかけを行いながら、付近管轄の部との合併を推進し、白井部管轄エリアをフォローすることが必要となります。

これは基本団員の少ない部、消防団の出動に際し、最低出動人数4人を参集できない他の部にも共通することで、今現在の出動体制からは不可欠なものであります。

消防団はいついかなる時も、出動できる状況にあること。そして出動できる環境であることが望まれるものであり、市がその体制及び環境を整備するものです。

(2) 消防団施設の老朽化

消防団器具庫や車両等の消防団施設は、その使用年数の長期化、耐用年数の超過などが顕著となっています。

施設等の老朽化は、それを維持管理する団員の負担増加となる上、地域防災力の低下につながることから、適切な配置と整備計画の検討が課題となります。

特に消防団器具庫のうち、昭和40年、50年代に建築された、復(一)部、清戸部、谷田部、復(二)部、白井木戸部、富士部、折立部、中部、名内部、小名内部、今井部、河原子部、平塚西部が対象であり、大規模地震が発生した際に施設の倒壊により出動体制への支障が生じることが危惧されます。

なお、今後の消防団施設の建築に際しては、1階が消防団車両車庫、2階が詰所として利用できる2階建ての消防センターを想定し、付属設置として、防火水槽20t（鉄蓋2カ所）、ホースタワーの設置を検討します。

第3 組織再編

1 基本方針

地域の実情を考慮しつつ組織全体の最適化を図るとともに、1部当たりの対応力の強化を図るため、次の方針を掲げる。

- ① 消防団定数（条例定数）の再設定を行う。
- ② 市の災害リスクや地域の実情を考慮し、本部員数、分団数、部数、部定員数、機能別団員の位置付けなどの再設定を行う。
- ③ 3分団21部のうち、休部中、休部見込み、基本団員数が少ないなど、最低出動人数4名に満たない、出動人員を集めることが難しい部を合併にてフォローする。
- ④ 老朽化した器具庫（詰所）を拠点とする部同士の合併とともに、団員が安心、安全に活動拠点として利用できる庁舎新築（消防センター化）の整備を検討する。

2 再編案

条例定数 352名 ⇒ 302名

- ・各部の団員数を20名以上確保し、21部を12部とする。

第1部～第7部（第1分団）、第8部～第12部（第2分団）

（定数設定の考え方）

264名（各12部に22名で設定）＋本部員18名＋機能別団員20名＝302名

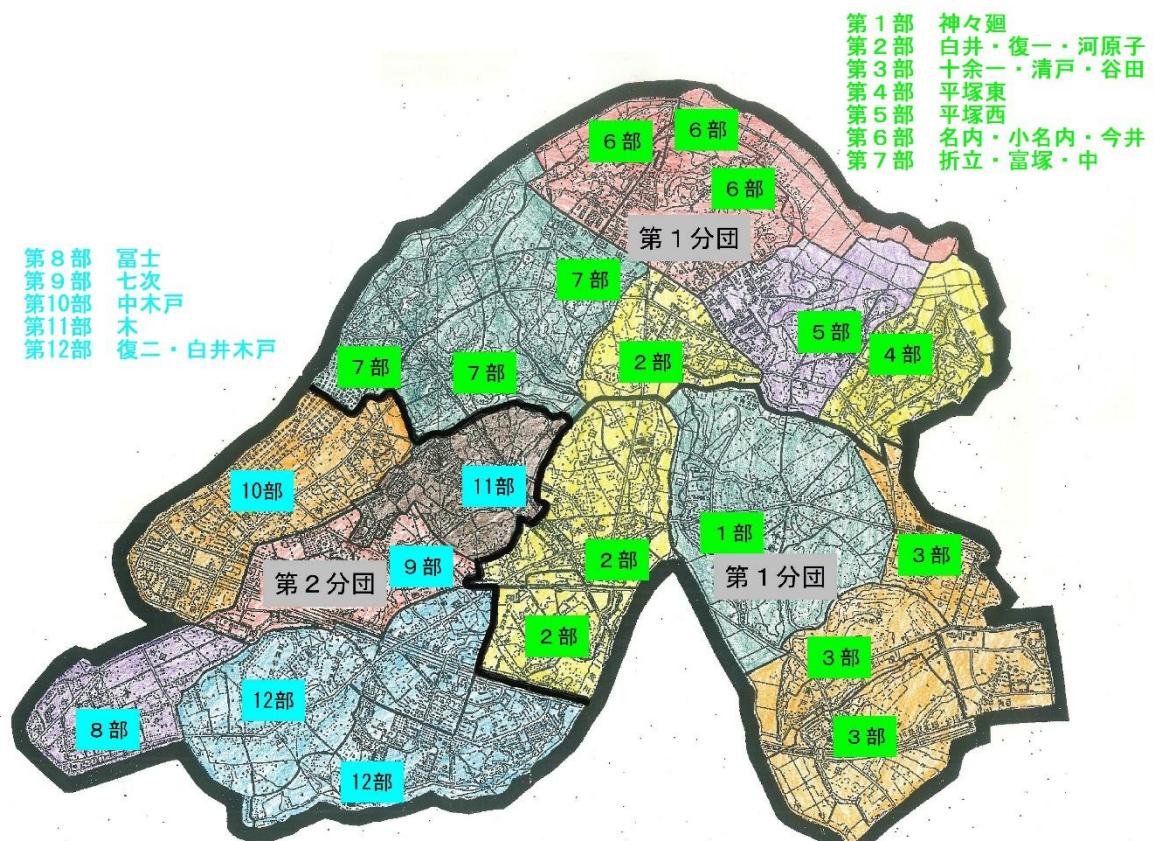
※上記の数字は定数設定の際の参考値です。規定数や上限ではありません。

参考【再編案に基づく管轄区域の詳細】※部名は地域名から数字化した名称へ移行

部 名			旧 部
第1分団	第1部	←	神々廻部
	第2部	←	白井部・復(一)部・河原子部
	第3部	←	十余一部・清戸部・谷田部
	第4部	←	平塚東部
	第5部	←	平塚西部
	第6部	←	名内部・小名内部・今井部
	第7部	←	富塚部・折立部・中部
第2分団	第8部	←	富士部
	第9部	←	七次部
	第10部	←	中木戸部
	第11部	←	木部
	第12部	←	白井木戸部・復(二)部

※太線の部は拠点となる消防団器具庫（うち下線の部は消防団器具庫を新設予定）

3 再編区割図



4 再編スケジュール

【令和7年度】

- ・復一部、河原子部が試験的に連携した活動を開始（白井部エリア含む。）
- ・名内部、小名内部、今井部が試験的に連携した活動を開始
- ・白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（消防団規則改正）

【令和8年度】

- ・条例、規則施行 定数302名・各部数字化
- ・復(一)部、白井部、河原子部が合併 ⇒第2部
- ・名内部、小名内部、今井部が合併 ⇒第6部
- ・十余一部、清戸部、谷田部が合併 ⇒第3部
- ・復(二)部、白井木戸部が合併 ⇒第12部
- ・折立部、富塚部、中部が合併 ⇒第7部

第4 消防団施設等の整備方針

新たな枠組に応じて次のとおり再整備することを検討する。

1 消防団器具庫

- ・令和7年10月～

名内部、小名内部、今井部を合併した第1分団第6部消防センターの検討
(土地の検討、庁舎検討、防火水槽20t、ホースタワー設置の検討)

- ・令和8年4月～

第2分団第8部(旧富士部)消防センターの検討
(土地の検討、庁舎検討、防火水槽20t、ホースタワー設置の検討)

2 消防団車両

- ・令和8年度 小型ポンプ積載車 1台更新予定
- ・令和9年度 小型ポンプ積載車 1台更新予定
- ・令和10年度 小型ポンプ積載車 1台更新予定

※将来的に、地域の実情に応じた車両の導入・更新を検討する。

3 装備品の拡充

- ・令和7年度内 消防庁ガイドラインに適合した新基準防火衣を配備

4 その他の対策

- ・機能別団員は各部所属ではなく、白井市全体に所属する機能別団員とする。
例として、3日間延焼しつづける大火災や大地震が発生した場合、この3日間で、消防団各部は交代しつづつも活動により疲弊していると考えられる。現場交代を繰り返し新たに団員を出動させる際の人員補充に機能別団員をあてる。
 - ・機能別団員の出動は、災害地(管轄)を問わず、災害により人員確保が必要な状況であるため、出動に優先順位等はない。
 - ・機能別団員の訓練参加については、白井市消防団本部主催の定期訓練に際して機能別団員のみでの訓練は実施せず、基本団員同様に実施する。
(定期訓練出席は冬季訓練参加を基本とし、かつて所属していた部での点検・訓練・広報活動等に参加するのを可とする。)
- ※なお、かつて所属していた部の定期点検・訓練への参加を否定しないものとする。

第5 これまでの検討経過及び条例施行までの予定

令和3年度から令和7年度までを期間とする第5次総合計画後期実施計画に消防団組織の再編の検討が位置づけられた。

令和5年度に、事務事業評価プロジェクトチームからの見直し対象事業に「消防団体制強化事業」が選定され、同年度に10月5日の行政経営戦略会議において、令和7年度末までに消防団員数の適正化及び部の統廃合を含めた見直しを行い、第6次総合計画に反映させることとした。

令和6年度	
4月 7日	第1回消防団役員会議
7月12日	第2回消防団役員会議
10月22日	副団長会議
12月 6日	第3回消防団役員会議
2 1日	臨時消防団会議（再編に向けた検討内容についての説明会）
2月21日	印西地区消防組合消防本部との協議
2 3日	復(一)部・河原子部団員顔合わせ
3月 7日	今井・名内・小名内団員顔合わせ
2 1日	復(一)部・河原子部・白井部 消防団器具庫片付け・移動
2 2日	復(一)部・河原子部・白井部 消防団器具庫片付け・移動
2 3日	今井部・名内部・小名内部 消防団器具庫片付け・移動
2 6日	消防団再編に向けた打合せ（企画政策課・財政課・危機管理課）

令和7年度	
4月	消防団役員会議 印西地区消防組合消防本部への照会
5月	行政経営戦略会議（白井市消防団の再編について）
6月～9月	該当地域への説明
10月	例規審査会（白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例）
11月	議員全員協議会での説明
12月	条例改正（白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例） 規則改正（白井市消防団規則の一部改正）

令和8年度	
4月	条例・規則施行（再編スタート）

=====

白井市消防団の再編に向けた基本方針

事務局 白井市総務部危機管理課

電 話 ０４７－４０１－４６５０

=====